

## 関係府県に対する自然海浜保全地区等の保全状況及び保全の質の向上に関する調査結果について

### 1. 目的

瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 7 に基づき、関係府県の条例により、9 府県で合計 91 地区が自然海浜保全地区に指定されている。自然海浜保全地区については、その保全と利活用の状況について、定期的な把握が必要である。なお、平成 5 年（1993 年）の指定を最後に、新規指定がされていない。

令和 2 年 3 月に、中央環境審議会において、「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」答申が取りまとめられた。本答申において、「既存の自然海浜保全地区その他の自然の保護地域における保全状況を点検し、これに基づき定期的に評価する仕組みを検討することが必要であり、この検討に当たっては、生物の生息場所の確保のみならず、保全活動の活性化等、更なる副次的な効果をもたらす仕組みを検討することが必要である。あわせて、地域で保全活動の取組が行われている場所をより広範かつ柔軟に指定できるよう、自然海浜保全地区の指定条件の点検や新規指定候補地の検討が必要である。また、過去に損なわれた藻場・干潟等の再生・創出に係る新たな適地の掘り起こしや、地域における藻場・干潟等の保全・再生・創出、エコツーリズムの取組状況等を把握することも必要である。」とされた。

このため、自然海浜保全地区や地域資源の保全状況及び保全の質の向上について調査した。

### 2. 調査実施方法

瀬戸内海沿岸関係 11 府県を対象に、以下の調査項目について調査を実施した。

#### (1) 調査対象者：瀬戸内海沿岸関係 11 府県

大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

#### (2) 調査項目

- ア) 諸元（所在地、面積、延長、海浜状況、種類）
- イ) 保全活動の実施状況の把握
- ウ) 利用状況の把握
- エ) 保全の点検・報告の有無
- オ) 案内板の有無
- カ) その他（自然海浜保全地区制度に関する意見等）

### 3. 調査結果

#### (1) 諸元（所在地、面積、延長、海浜状況、種類）

各自然海浜保全地区の諸元（所在地、面積、延長、海浜状況、種類）については別紙のとおり。

#### (2) 保全活動の実施状況の把握

全 91 地区をみると、66%の地区で何らかの保全活動が行われていた。その中では、「海浜の定期的な巡視」が最も多く 54%であった。「海浜の清掃活動等」は 23%、「施設等の維持整備」が 27%であった。

なお、各自然海浜保全地区の把握状況は別紙のとおり。

表 自然海浜保全地区（全 91 地区）の保全活動の把握

	海浜の定期的な巡視等	海浜の清掃活動等	施設等の維持整備	その他	把握していない
大阪府	100%	100%	50%	0%	0%
兵庫県	0%	0%	0%	0%	100%
岡山県	0%	88%	0%	0%	13%
広島県	0%	0%	0%	0%	100%
山口県	0%	13%	0%	0%	88%
香川県	100%	0%	100%	0%	0%
愛媛県	100%	30%	0%	0%	0%
福岡県	0%	100%	0%	0%	0%
大分県	50%	50%	50%	0%	50%
全 91 地区	54%	23%	27%	0%	34%

保全活動が行われている自然海浜保全地区（60 地区）について、保全活動の主体、参加者、頻度、内容について、割合は次のとおりであった。

なお、1つの自然海浜保全地区において、複数の保全活動が行われている場合、いずれかの活動に合致すれば計上している。ただし、頻度については最も頻度が高いものを選択している。

- ・ 保全活動の主体

府県：82%、市町村：5%、漁協等：5%、NPO等：12%

- ・ 参加者

自治体職員：43%、委託業者等：83%、漁協等：8%、NPO・地域住民等：23%

- ・ 活動の頻度

月に1回程度：40%、年に数回程度：55%、年に1回程度：5%

・ 保全活動の内容

巡視：82%、清掃活動：35%、設備の維持管理：42%

(3) 利用状況の把握

自然海浜保全地区がどのように利用されているかを把握しているのは57%であった。

なお、各自然海浜保全地区の把握状況は別紙のとおり。

表 自然海浜保全地区（全91地区）の利用状況の把握

	利用状況 の把握
大阪府	100%
兵庫県	0%
岡山県	25%
広島県	0%
山口県	13%
香川県	100%
愛媛県	100%
福岡県	0%
大分県	50%
全91地区	57%

利用目的が把握されている自然海浜保全地区（52地区）について、利用目的別の割合は次のとおり。

・ 利用目的

海水浴：92%

潮干狩り：54%

釣り：44%

磯遊び：4%

自然観察：5%

清掃活動：2%

利用無し：2%

・ 利用人数

年間10,000人以上 2%

年間5,000人以上～10,000人未満 4%

不明 94%

(4) 保全の点検・報告の有無

保全の点検・報告が行われているのは62%であった。

なお、各自然海浜保全地区の把握状況は別紙のとおり。

表 自然海浜保全地区（全91地区）の保全の点検・報告の有無

	保全の点検・報告の有無
大阪府	100%
兵庫県	0%
岡山県	88%
広島県	0%
山口県	13%
香川県	100%
愛媛県	100%
福岡県	0%
大分県	0%
全91地区	62%

(5) 案内板の有無

案内板が整備されているのは88%であった。

なお、各自然海浜保全地区の把握状況は別紙のとおり。

表 自然海浜保全地区（全91地区）の案内板の有無

	案内板の有無
大阪府	100%
兵庫県	33%
岡山県	100%
広島県	95%
山口県	100%
香川県	78%
愛媛県	91%
福岡県	100%
大分県	50%
全91地区	88%

(6) その他（自然海浜保全地区制度に関する意見等）

① 保全状況の点検及び評価について

- ・ 地域住民、漁業関係者等のボランティアによる活動について、保全状況の点検及び評価等の仕組みを導入に当たっては、活動報告の事務の負担の増加等に留意が必要である。
- ・ 行政が各地区の保全状況を点検及び評価を行う場合、コストの発生により実施が困難となる可能性が想定される。
- ・ 県民が楽しく実施できる評価手法の確立、自主的に点検・評価がされるような仕組みづくりが望ましい。また、各地区の評価結果について、他の海域との結果を合わせて参加者に還元できる仕組みづくりも必要である。

② 自然海浜保全地区の新規指定について

- ・ 指定により、生物環境だけでなく、地域の保全活動に対してどのようなメリットがあるか明確にするとともに、地域の活動の後押しにつながるようなインセンティブが必要である。

③ 藻場・干潟等の保全・再生・創出、エコツーリズム等の把握について

- ・ 里海づくり活動や民間事業者が実施している個別のエコツーリズムの実施状況について情報を収集することは、多大な労力が発生する可能性がある。
- ・ 藻場・干潟の保全・再生・創出を含めた里海づくり活動の認定制度の創設やエコツーリズム推進法による認定事業等の活用を通じて取組状況を把握する仕組みを検討する必要がある。
- ・ 水産多面的機能発揮対策事業等の既存事業において、既に点検・評価する仕組みが構築されている地区があることに留意する必要がある。

